

【新・地方自治 2008 : No. 7】

地方分権改革推進委員会第一次勧告(3)

【道路整備・維持管理】

地方分権改革推進委員会の第一次勧告の重点行政分野における大きな柱が社会資本整備に関する地方自治体への移譲である。その中で、道路と河川は大きな意味を有している。今回は道路について見ることにしたい。

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

(別紙1)

くらしづくり分野関係	まちづくり分野関係
<p>① 幼保一元化・子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)</li> <li>・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年度中に結論)</li> <li>・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)</li> </ul> <p>② 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)</li> </ul> <p>③ 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)</li> <li>・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)</li> </ul> <p>④ 生活保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を旨に制度改正の方向性)</li> </ul> <p>⑤ 福祉・公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に</li> </ul> <p>⑥ 保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)</li> </ul> <p>⑦ 労働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年度中に結論)</li> </ul>	<p>① 土地利用(都市計画、農地等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等 ……(21年度を目途に抜本見直し)</li> <li>・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止</li> <li>・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止</li> </ul> <p>② 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都道府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管</li> </ul> <p>③ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管</li> </ul> <p>④ 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止</li> </ul> <p>⑤ 交通・観光</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小 ……(20年度中に結論)</li> <li>・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止</li> </ul> <p>⑥ 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定</li> <li>・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)</li> </ul> <p>⑦ 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化</li> </ul> <p>⑧ 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止</li> </ul>

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。  
・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。

道路の整備・維持管理を一体化した地方自治体への移譲について第一次勧告は下記のように整理している。

【道路】

直轄国道の要件は、

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と(1)(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。

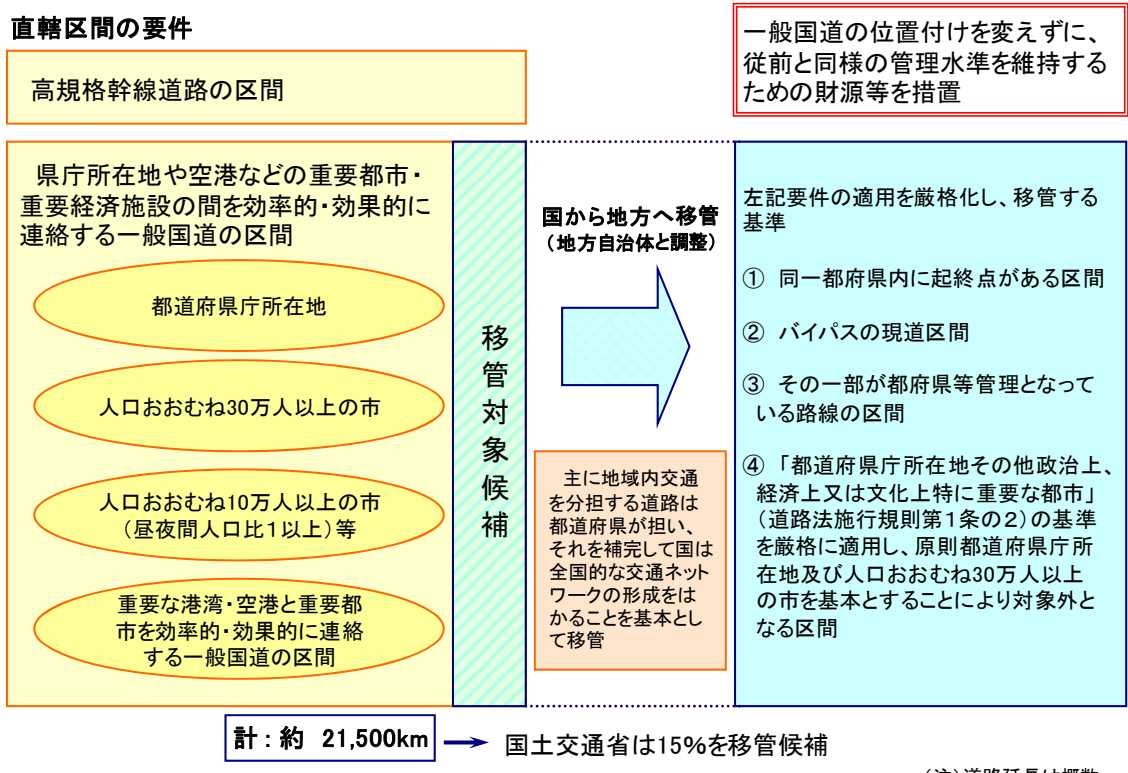
上記の考え方に沿ってこの要件を見直し、直轄国道の都道府県への移管を行うべきである。

これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論

を得る。なお、下記勧告による検討状況を踏まえ、直轄国道の都道府県へのさらなる移管を検討すべきである。  
 [国土交通省関係]

- 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の(2)及び(3)を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」(道路法施行規則第1条の2)の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。
- 町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする。
- 都道府県道の認定、変更及び廃止に係る国との協議を廃止する。その際、道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みを検討する。

**一般国道の直轄区間の見直し【移管対象候補の拡大・イメージ図】**



(注)道路延長は概数。

以上の勧告内容においてとくに重要な点は、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上

特に重要な都市」(道路法施行規則第1条の2)の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間の概念を設定した点にある。この概念の設定により、国の直轄区間の要件が厳格化され、都道府県内の主要都市を結ぶ道路については、国から地方に移譲する対象となった点である。国土交通省の案では現在の直轄国道区間のうち15%が移管候補になるとしているが、直轄国道区間の要件厳格化によって移管候補の比率がさらに上がることになる。

但し、具体的な移譲する個別道路については、第一次勧告を受けた地方分権改革推進本部で以下のよう

### 【道路】

○一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

○町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする。〔国土交通省〕

○都道府県道の認定、変更及び廃止に係る国との協議を廃止する。その際、道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みを検討する。〔国土交通省〕

すなわち、地方分権改革推進委員会の出先機関の見直しと並行して、第二次勧告までに道路の地方自治体移譲に関する具体案を地方自治体と調整を図りつつ国土交通省が中心となり取りまとめる予定である。この具体的な移譲がどの程度進むかによって国土交通省の出先機関である地方整備局の組織的な見直しに大きな影響を与えることになる。

### 【財源問題】

地方自治体との調整において大きな課題となるのは、財源の問題である。道路特定財源の一般財源化の議論も絡み今まで以上に重要な論点となってくる。道路の整備・維持管理の地方自治体移譲に伴う財源移譲の方法としては、①地方交付税・地方譲与税への上乗せ方式、②地方特例交付金による交付方式、③負担金方式、④補助事業方式など選択肢として挙げられる。

①交付税、地方譲与税への上乗せ方式についてみると、まず交付税上乗せ方式では、直轄の改築・維持管理費用は、国の道路特定財源(揮発油税・石油ガス税・自動車重量税)で賄われている実態を踏まえ、権限移譲に伴い発生する新たな費用(改築・維持管理費用)の必要額を国の道路特定財源から充当することを求める。具体には、国の道路特定財源から「交付税及び譲与税配付金特別会計」に歳入させ、権限移譲を受けた都道府県の交付税、譲与税に必要額を上乗せする。新たに移管された国道の改築・維持管理については、都道府県単独事業として行うものである。また、地方譲与税を通じて同様の方法を行うのが、地方譲与税上乗せ方式である。②地方特例交付金の交付方式は、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、権限移譲を受けた都道府県に対し、地方特例交付金として必要額を交付する方法である。③負担金方式は、新たに移管された国道の改築・維持管理を都道府県単独事業として行い、国がその費用の2/3を負担する方式である。④補助事業方式では、新たに移管された国道の改築・維持管理について、国が補助率2/3のメニューを創設し、都道府県が国庫補助事業として実施する

補助率引き上げ方式と、新たに移管された国道の改築・維持管理を現行の国庫補助事業（補助率 1/2）として実施し、その結果増加する地方自治体負担については地方債発行を認め、元利償還金の一定割合を事業費補正あるいは補正係数調整等により基準財政需要額に算入する方法である。

補助金は廃止する方向にある分権改革においては、①や②の方法が重要となるがいずれにせよ必要な財源が確実に確保される必要があり、今後、税財政改革や道路特定財源の一般財源化とともに具体化に向けた議論を積み上げていく必要がある。